

生活保護

通院費申請阻み違法

神戸地裁 姫路市に支払い命令

姫路市が、生活保護を受給していた男性(60)に通院費を支給しなかつたことにたいし、さかのぼっての支給と国家賠償を求めた「医療移送費支給申請却下処分取消請求裁判」で神戸地裁(梅村明剛裁判長)は22日、通院費と慰謝料の支払いを命じる判決を出しました。

男性は甲状腺の疾患にかかり2001年3

月から生活保護を受給し、神戸大学医学部付属病院での治療が必要とされました。通院費の負担で生活が困窮を極め、担当ケースワーカーに「交通費がでないのか」「交通費を出してほしい」と訴えたにもかかわらず、ケースワーカーは「生活費から出してください」との回答を繰り返しました。

07年に滝川市「通院

移送費」不正受給事件の報道で、通院費が支給されることを知り申請し、以後は支給されました。しかし申請以前の移送費は認められず、事後申請を認めるとともに、市職員の違法な対応によって男性が負担した通院費と慰謝料の支払いを求めています。

判決は、職員の虚偽説明と移送費申請の助言をしなかつたことを

違法とし、男性が負担した通院費と慰謝料の

支払いを命じましたが、事後申請は認めませんでした。

原告弁護士は「三郷市生活保護国家賠償請求に続き、今後の生活保護行政に強い警鐘を鳴らすもの」との声明を発表しました。